



自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

要 旨

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、すべての自転車利用者（運転者、同乗者、保護者が児童や幼児を載せる場合を含む）に対し、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

これは自転車事故による頭部の損傷を防ぎ、大切な命を守るための取組です。

市では、5月の自転車月間に合わせ、ヘルメット着用を推奨するステッカーの配布と動画の放映によりヘルメット着用率の向上に取り組んでいます。

概 要

1 啓発ステッカーの作製

沼津市公認ご当地Vtuberの西浦めめちゃんとコラボし、ヘルメット着用推奨ステッカー（#めめメットプロジェクト）を作製し、市内高等学校へ配布しました。今後、街頭指導の際にも自転車運転者に配布します。



2 啓発動画の放映

自転車運転時のヘルメット着用を呼び掛ける高校生の動画コンテスト（主催：静岡県警察ほか。2月実施。）において、県立沼津西高校の野垣真由佳さんが脚本・作画・編集を手掛けた、「自分だけの命じゃないから」が、見事優勝に輝きました。

[市ホームページに同動画を掲載](#)していますので、ぜひご覧ください。

なお、ららぽーと沼津、ラクーン沼津の大型ビジョンにおいても放映しています。



お問い合わせ先

沼津市役所 政策推進部 生活安心課
直通:055-934-4742